

実績評価書

平成16年8月

政策体系	番号	
基本目標	1	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
		適正な臓器移植の推進等を図ること
担当部局・課	主管部局・課	健康局疾病対策課臓器移植対策室
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	臓器移植法に基づく適正な臓器移植の普及を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
<p>眼球以外の臓器については(社)日本臓器移植ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)が、眼球については全国53のアイバンクが、それぞれ普及啓発・連絡調整等のあっせんを行っている(ネットワークの事業・アイバンクの設備整備への国庫補助を実施)。</p> <p>特に、平成15年度には、各医療保険保険者(健康保険、国民健康保険、政府管掌保険)に対し、当該医療保険の被保険者に対する臓器提供意思表示シールの活用についての依頼や警察署、郵政公社等への備付けに向けた働きかけを行っている。</p> <p>毎年10月を臓器移植普及推進月間と位置付け、各都道府県等の協力の下、国民大会を実施するなど、重点的に普及啓発事業を展開している。</p>					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
臓器提供意思表示カード・シールの配付枚数					
カード(千枚)	21,296	10,454	6,864	6,583	8,118
保険証用シール(枚)	7,437,755	428,290	1,736,355	478,300	2,107,150
運転免許証用シール(枚)	231,550	185,000	359,736	1,151,150	2,029,100
心臓移植実施件数(件)	3	6	3	4	2
肺移植実施件数(件)	2	4	4	3	3
肝臓移植実施件数(件)	3	7	5	5	3
腎臓移植実施件数(件)	148	126	161	118	154
膵臓移植実施件数(件)	0	3	5	2	5
小腸移植実施件数(件)	0	1	0	0	0
角膜移植実施件数(件)	1,589	1,525	1,509	1,280	1,490
(備考)					
臓器移植法の施行は平成9年10月(同法施行前は、角膜及び腎臓の移植に関する法律により、角膜及び腎臓の移植が行われていた)。					

資料出所：(社)日本臓器移植ネットワーク調査による(角膜移植数については財団法人日本眼球銀行協会調査による。なお、角膜移植数については、昨年度の実績評価書により報告した時点から修正が加えられている。)

実績目標 2 | 造血幹細胞移植の普及を図ること

(実績目標を達成するための手段の概要)

造血幹細胞移植のうち、骨髄移植については(財)骨髄移植推進財団が普及啓発・連絡調整等のあっせん業務を行っている。さい帯血移植については、日本さい帯血バンクネットワークに加入している全国で 11 のさい帯血バンク(以下「公的さい帯血バンク」という。)がさい帯血の採取・分離・保存を行っており、日本さい帯血バンクネットワークがホームページ上で保存さい帯血の公開や普及啓発を行っている((財)骨髄移植推進財団、地方公共団体及び日本赤十字社に対し国庫補助を実施している。)

昨年 10 月を「骨髄バンク推進月間」と位置付け、各都道府県等の協力の下、重点的に普及啓発事業を展開している。平成 15 年度の月間においては、献血並行型ドナー登録会の有効性にかんがみ、都道府県にその実施に係る協力を依頼している。

(評価指標)	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5
骨髄提供希望登録者数(人)	127,556	135,873	152,339	168,413	186,153
うち新規登録者数(人)	18,677	15,671	24,661	22,740	24,689
骨髄移植実施件数(件)	589	715	749	739	737
保存さい帯血公開個数(個)	-	4,343	8,384	13,431	18,424
さい帯血移植実施件数(件)	114	169	221	296	700

(備考)

保存さい帯血の公開は平成 12 年度から開始。

なお、移植実施件数については、骨髄移植・さい帯血移植とも公的さい帯血バンクを介したものに限り、保存さい帯血公開個数については公的さい帯血バンクで保存・公開されているものに限る。

資料出所：(財)骨髄移植推進財団、日本さい帯血バンクネットワーク(なお、骨髄提供希望新規登録者数については、昨年度の実績評価書により報告した時点から修正が加えられている。)

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

臓器提供意思表示カード等の配付枚数は平成 15 年度末までの累計で、カード 90,843,301 枚、運転免許証用シール 4,413,336 枚、医療保険の被保険者証用シール 16,228,440 枚となっている。

臓器移植については、あっせん機関に登録して移植を待つ人の数(平成 15 年 3 月末日現在)は、心臓 73 名、心肺同時 3 名、肺 83 名、肝臓 75 名、腎臓 12,468 名、膵腎同時 90 名、膵臓 8 名、眼球(角膜) 4,661 名であり、移植を待つ人数に比べて年間の移植実施数は少ないものとなっている。

平成 15 年度末の数字で、ドナー登録者数は 186,153 人、保存さい帯血公開個数は 18,324 個となっている。

骨髄移植については、平成 15 年度新規登録患者のうち、ドナー登録者と HLA 型 が適合する率は約 96.3% となっている。

臓器移植・造血幹細胞移植ともに、あっせん機関の安定的な運営が課題となっている。

白血球の型のこと。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

【臓器移植】

臓器提供意思表示カード・シールを所持する者の数の増加は、臓器移植に関する意思表示を行う者の増加につながり、ひいては我が国における臓器移植の普及につながる。平成 15 年度における配布枚数は、前年度比で、カードについては 23.3% 増、保険証用シールは 340.5% 増、運転免許証用シールは 76.3% 増といずれも配布枚数を伸ばしており、日本臓器移植ネットワークにおける関係機関等への働きかけによるものと評価できる。

【造血幹細胞移植】

平成 15 年度新規骨髄提供希望登録者（ドナー登録者）数については、24,689 人（前年度比 8.5 % 増）となっている。現在骨髄バンク事業においては、ドナー登録者 30 万人を目標としているが、平成 15 年度末のドナー登録者数は 186,153 人となっていることから、今後とも一層の普及に努める必要がある。

また、骨髄移植の実施件数は、前年度と同程度である。

保存さい帯血公開個数については、平成 15 年度は前年度比 37.2% 増の 18,424 個となっているが、現在さい帯血バンク事業においては 2 万個を目標として保存さい帯血の整備を進めており、今後とも着実な整備に努める必要がある。

また、さい帯血移植の実施件数は、着実に増加している。

政策手段の効率性の評価

【臓器移植】

日本臓器移植ネットワークにおいては、平成 14 年度に引き続き、医療保険保険者や警察署、郵政公社等へのカード備付けへの積極的な働きかけ等を行い、結果として運転免許証用シールの配布枚数は前年度に比べて大きく増加している。これにより、臓器移植の普及が効率的に行われている。

【造血幹細胞移植】

1 回当たりの骨髄ドナー登録者数（平成 15 年度実績）で見ると、献血併行型登録会においては 8.2 人と、集団登録会における登録者数（21.7 人）に比べて少ないものの、各都道府県等で実施される移動献血の機会に併せて登録会を開催できるため普及しやすく、より効率的に普及が図られたものと考えられる。

さい帯血については、保存さい帯血公開個数 2 万個という目標を定めて増額した予算を着実に事業化し、保存さい帯血公開個数・移植件数の増加を実現している。これにより、造血幹細胞移植の普及が効率的に推進されている。

総合的な評価

昨年度に比べて、臓器提供意思表示カード・シールの配布枚数が大きく増加してお

り、また、新規骨髄提供希望登録者数も増加していることから、臓器移植・造血幹細胞移植の普及に、一定の効果があつた。

今後とも引き続き現行の施策を実施するとともに、臓器移植・造血幹細胞移植の普及について関係機関と連携するなど、運用上の課題に適宜対応することなどにより、国民の移植医療に対する信頼を確保しながら、その普及に努めることが必要である。

評価結果分類	分析分類

3. 特記事項

学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

臓器移植をめぐる運用上の課題については、適宜、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会で検討を行っている。

造血幹細胞移植をめぐる課題については、適宜、厚生科学審議会疾病対策部会造血幹細胞移植委員会で検討を行っている。

各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

会計検査院による指摘

なし。